

令和8～9年度 伊賀市一般廃棄物処理業 許可更新申請書提出要領

一般廃棄物処理業の更新許可を受けようとする者は、本提出要領に基づき申請してください。

1. 申請から許可までの流れ

申請 → 書類不備等の場合、連絡・指示 → 別日に聴き取り → 手数料納付
→ 審査 → 許可・不許可の決定 → 許可証等の交付（許可の場合）

2. 更新申請書について

更新申請書の種類

申請の種類			申請の様式	添付書類一覧	添付書類様式	記入例
1	ごみ	収集運搬業	様式第6号 (P5)	P4	P6～P17	P18～P25
2	し尿・汚泥	収集運搬業	様式第6号 (P5)	P4	P6～P17	P18～P25
3	動物の死体	収集運搬業	様式第6号 (P5)	P4	P6～P17	P18～P25
4	処分業		様式第6号 (P5)	P4	P6～P17	P18～P25
5	浄化槽清掃業		様式第6号 (P5)	P4	P6～P17	P18～P25

※許可更新申請書は上記の5種類に分けて、提出してください。

※申請が複数の場合は、申請用紙をコピーしてご使用ください。

3. 申請書の提出先

〒518-1155

三重県伊賀市治田3547番地の13（さくらリサイクルセンター内）

伊賀市役所 人権生活環境部 廃棄物対策課

電話 0595-20-1050

4. 申請書の提出期限（厳守）

令和8年1月23日（金）必着でお願いします。

5. 聴き取りの実施

申請書を提出された後、聞き取りを実施します。

令和8年2月上旬を予定しておりますが、改めてご連絡いたします。

6. 許可申請手数料

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条により、一般廃棄物の収集運搬・処分業等の許可、もしくは許可の更新・変更を受けようとする者は手数料を納入しなければならないと定めています。

聞き取り時に説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

【伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 抜粋】

(許可申請手数料)

第16条 第14条の規定により許可若しくは許可の更新を受けようとする者又は許可証の再交付を受けようとする者は、その申請の際、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額を納入しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬・処分業新規許可申請手数料 1件につき 8,000円
- (2) 凈化槽清掃業新規許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬・処分業更新・変更許可申請手数料 1件につき 5,000円
- (4) 凈化槽清掃業更新・変更許可申請手数料 1件につき 5,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬・処分業許可再交付申請手数料 1件につき 1,000円
- (6) 凈化槽清掃業許可再交付申請手数料 1件につき 1,000円

2 前項の許可申請手数料は、申請を取り下げ、又は許可しない場合においても還付しない。

7. 今回からの提出書類の変更点について

添付書類について、下記のとおり変更箇所がありますので事前に必ずご確認いただきますようお願ひいたします。**必ず最新の様式をご確認願います。**

(1) 様式の変更について

- ① 様式第6号：本文中の「・・・条例第13条第1項の規定により」を「・・・条例第**14**条第1項の規定により」と変更しています。
- ② 別紙 (1) - 1、(1) - 2、(2) - 2 **最新の様式を使用してください。**

(2) 欠格要件に該当しない旨の申告書の様式について

「収集運搬業・処分業」と「浄化槽清掃業」ごとに様式を定めました。

最新の様式を使用してください。

(3) 「機械・器具リスト（浄化槽清掃業）」の提出について

今回から「機械・器具リスト（浄化槽清掃業）」の**提出を不要**とします。

8. 前回からの変更点について

(1) 誓約書の提出時期

従来誓約書に保証人の記載を求めていましたが、**今回より保証人記載欄を削除する予定です。**許可証等交付時（令和8年3月）に誓約書の提出を依頼します。
（更新申請時添付不要）

(2) 車検証の写しについて

電子車検証の場合は、**自動車検査証記録事項**を添付してください。

9. 変更申請について

更新申請時に下記の項目に変更がある場合は、**更新申請と同時に変更申請の手続きをしてください。**

- (1) 住所、氏名及び生年月日（法人にあってはその名称、所在地、代表者の氏名及び定款の写しを添付すること。）
- (2) 営業所（事務所）所在地
- (3) 廃棄物の種類並びに収集運搬及び処分の別
- (4) 事業区域及び1日の作業能力
- (5) 廃棄物の積換場、処理場、車庫等の所在地、構造仕様書及び付近見取図
- (6) 自動車、その他作業用具、機械点検用具の種類及び数量
- (7) 従業員の数
- (8) 収集運搬及び処分方法並びに作業計画
- (9) 料金

上記9項目のうち、(3)から(6)並びに(8)、(9)の事項を変更しようとするときは、
様式第7号（変更申請）により承認書の交付を受けなければならない。

また、(1)、(2)、(7)の事項に変更があった場合は、変更のあった日から**10日以内**に
様式第9号（変更届）により届け出なければならない。

★本要領・様式は、**令和7年12月16日（火）**から伊賀市ホームページ > 申請書
ダウンロード 「環境・衛生」のページからダウンロードできます。

添付書類一覧

*申請内容に応じて、別途書類の提出を求めることがあります。

*18ページから25ページに記入例を添付しておりますのでご一読願います。

様式第6号（第6条関係）

一般廃棄物収集運搬・処分業及び浄化槽清掃業許可
更新申請書

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

伊賀市長 様

申請者

電話

番

申 請 者	住所(所在地)			氏 名		
				(代表者氏名)		
	名 称			生年月日		
業 務 の 内 容	営業所所在地					
	廃棄物の種類	(1)ごみ (2)し尿 (3)汚でい(4)動物の死体		営業の種類	(1)収集運搬 (2)処分 (3)浄化槽清掃	
	事業区域			1日の作業能力		
	処理場					
	車庫等の所在地					
	自動車その他 主な作業具	種類	数量	種類	数量	従業員の 男
					女	
					計	
収集運搬・処分及び浄化槽清掃業の方法 並びに作業計画						
取扱料金	円		添付	(1)構造仕様書 (2)図面 (3)定款の写し (4)付近の見取図 (5)その他		
許可	年月日	受付	年月日	書類	通 通	

別紙（1）－1

一般廃棄物処理業許可・更新に係る収集運搬、処分業及び浄化槽清掃業の
作業計画

1 作業計画量（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

区分		本年度計画	前年度実績
収集・運搬	ごみ	t	t
	し尿	kl	kl
	汚でい	kl	kl
処理・処分	ごみ	t	t
	汚でい	kl	kl
浄化槽清掃		件	件

(注)「前年度実績」には、申請時における年間実績（見込）を記入のこと。

2 許可申請車両（作業計画運行車両）

申請車両の 登録（車両）番号	積載量 (kg)	運行作業員		備考
		氏名	氏名	

(注) 所有車両（別紙(2)-1）のうち作業計画に対する許可申請車両等を記入すること

【收集・運搬】

收集運搬業務作業計画書（收集事業所一覧）

年間（令和8年4月～令和9年3月）の作業計画は下記のとおりです。

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【处理 · 处分】

處理業務作業計画書（搬入事業所一覧）

年間（令和8年4月～令和9年3月）の作業計画は下記のとおりです。

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

一般廃棄物処理業許可・更新に係る申請事項に関する報告書

1 自動車所有状況

(注) 「車種」には、塵芥（し尿）収集車、運搬車等を記入すること。
許可を受ける自動車は、備考欄に「申請車両」と記入すること。

一般廃棄物処理業許可・更新に係る申請事項に関する報告書

1 従業員の状況

(注)「年齢」には令和7年4月1日現在の満年齢を、「主たる業務」には、ごみ・し尿等従事している業務内容を、「職種」には運転手、助手、事務員等の区分を記入すること。

一般廃棄物処理業許可・更新に係る申請事項に関する報告書

2 役員等の状況（申請者が法人である場合）

役職名	ふりがな 氏 名	住 所

※ 氏名に必ずふりがなを記入してください。

※ 監査役を含む役員全員及び政令第4条の7で定める使用人を記入してください。

事務所・事業場・車両保管場所の付近見取り図・写真

住 所	
付 近 見 取 り 図	(※付近見取り図を記載又は付近の地図を張付けてください。)
写 真	(※写真を貼り付けてください。)

※ 事務所及び事業場と車両保管場所が離れており一緒に記載できない場合は、この用紙をコピーして別々に記載してください。

自動車写真

所在地

名称

自動車登録番号 又は、車両番号		最大積載量	kg
正面写真	写真貼付位置		
側面写真	写真貼付位置		

欠格要件に該当しない旨の申告書（収集運搬業・処分業）

一般廃棄物収集・運搬・処分業の許可申請にあたり、申請者、申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号で定める欠格要件（裏面参照）のいずれにも該当しないものであることを申告します。

年　　月　　日

伊賀市長 様

申告者 住 所
法 人 名
代表者名

欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの
若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第百八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいすれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいすれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいすれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいすれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいすれかに該当する者のあるもの

欠格要件に該当しない旨の申告書（浄化槽清掃業）

一般廃棄物収集・運搬・処分業の許可申請にあたり、申請者、申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、「浄化槽法」第36条第2号で定める欠格要件（裏面参照）のいずれにも該当しないものであることを申告します。

年 月 日

伊賀市長 様

申告者 住 所
法 人 名
代表者名

欠格要件

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- ロ 第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- ハ 凈化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- ニ 第四十一条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第六項の規定、第七条の二第一項の規定若しくは同法第十六条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第七条の三の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項又は第六項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第七条の四の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- リ 凈化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又は又のいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

記入例

一般廃棄物収集運搬・処分業及び浄化槽清掃業許可
更新申請書

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

令和8年1月〇〇日

伊賀市長 様

申請者 〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 番

申請者	住所(所在地)	三重県伊賀市△△〇〇〇番地の〇〇		氏名 (代表者氏名)	代表取締役 〇〇 〇〇		
	名称	〇〇〇株式会社		生年月日	昭和〇年〇月〇日		
営業	営業所所在地	三重県伊賀市〇〇〇番地の〇〇					
	廃棄物の種類	①ごみ (2)し尿 (3)汚でい(4)動物の死体		営業の種別	①収集運搬 (2)処分 (3)浄化槽清掃		
	事業区域	上野支所管内・伊賀支所管内・島ヶ原支所管内・阿山支所管内・大山田支所管内・青山支所管内		1日の作業能力	t又はKLで表示のこと。支所ごとに条件が違う場合は別紙で報告のこと		
	処理場	さくらリサイクルセンター					
別紙(2)－1の全収集車台数等を記入してください。	車庫等の所在地	三重県伊賀市〇〇〇番地の〇〇					
	自動車その他主な作業具	種類	数量	種類	数量	従業員の	男 7
		塵芥車	4台	運搬車	2台		女 2
				計 9			
内容	収集運搬・処分及び浄化槽清掃業の方法並びに作業計画	作業計画については、別紙記載のとおり。（様式任意） 又は直接記入のこと。					
	取扱料金			添付	1 構造仕様書 通 2 図面 通 3 定款の写し 4 付近の見取図 5 その他		
許可	年月日	受付	年月日	書類			

記入例

許可更新申請に係る区域の年間
見込量を必ず記入してください。

一般廃棄物処理業許可・更新に係る収集運搬、
処理・処分及び浄化槽清掃業の
作業計画

1 作業計画量（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

区分	本年度計画	前年度実績
収集・運搬	ごみ 180 t	170 t
	し尿 kl	kl
	汚でい kl	kl
処理・処分	ごみ t	t
	汚でい kl	kl
浄化槽清掃	件	件

実績/見込も必ず記入してください。

（注）「前年度実績」には、申請時における年間実績（見込）を記入のこと。

2 許可申請車両（作業計画運行車両）

申請車両の登録（車両）番号	積載量 (kg)	運行作業員		備考
		氏名	氏名	
三重 88 あ 11-11		○○	○○ ○○	別紙(2)-2 の従業員のうち許可申請車両の運行に従事する者（許可人員）を記入してください。
三重 800 い 22-22		○○	○○ ○○	
三重 800 え 11-11	1,800	○○ ○○	○○ ○○	
三重 100 お 33-33	2,000g	○○ ○○	○○ ○○	
別紙(2)-1 の備考欄に申請車両と記入したものは、許可の申請車両となります（許可車両）				

（注）所有車両（別紙(2)-1）のうち作業計画に対する許可申請車両等を記入すること

家庭ごみ以外の事業系一般廃棄物の収集運搬をしている事業所すべてを記入してください。

別紙（1）-2

記入例

【收集・運搬】

収集運搬業務作業計画書（収集事業所一覧）

年間（令和8年4月～令和9年3月）の作業計画は下記のとおりです。

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

家庭ごみ以外の事業系一般廃棄物の
処分をしている事業所すべてを記入
してください。

記入例

【处理・处分】

処理業務作業計画書（搬入事業所一覧）

年間（令和8年4月～令和9年3月）の作業計画は下記のとおりです。

処理方法を記入してください。

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

記入例

所有する全ての車両を記入してください。

一般廃棄物処理業許可・更新に係る申請事項に関する報告書

1 自動車所有状況

申請の対象となる車両には
「申請車両」と記入してく
ださい。

(注)「車種」には、塵芥(し尿)收集車、運搬車等を記入すること。

許可を受ける自動車は、備考欄に「申請車両」と記入すること。

記入例

従事する全ての従業員を記入してください。

一般廃棄物処理業許可更新に係る申請事項に関する報告書

1 従業員の状況

(注)「年齢」には令和7年4月1日現在の満年齢を、「主たる業務」には、ごみ・し尿等従事している業務内容を、「職種」には運転手、助手、事務員等の区分を記入すること。

記 入 例

収集運搬業と処分業の申請をされる場合はこの様式を使用してください。

欠格要件に該当しない旨の申告書（収集運搬業・処分業）

一般廃棄物収集・運搬・処分業の許可申請にあたり、申請者、申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号で定める欠格要件（裏面参照）のいずれにも該当しないものであることを申告します。

年 月 日

伊賀市長 様

申告者 住 所
法 人 名
代表者名

自署または記名押印してください

必ず両面印刷の上、提出してください。

記 入 例

浄化槽清掃業の申請をされる場合はこの様式を使用してください。

欠格要件に該当しない旨の申告書（浄化槽清掃業）

一般廃棄物収集・運搬・処分業の許可申請にあたり、申請者、申請者の役員、政令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、「浄化槽法」第36条第2号で定める欠格要件（裏面参照）のいずれにも該当しないものであることを申告します。

年 月 日

伊賀市長 様

申告者 住 所
法 人 名
代表者名

自署または記名押印してください

必ず両面印刷の上、提出してください。